

宝達志水町マスコットキャラクター取扱に関する規程

平成 26 年 9 月 12 日

告示第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、宝達志水町が定めた宝達志水町マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示における「マスコット」とは、町が定めたマスコットで、その愛称は「ほっぴーさん」とし、公式には宝達志水町マスコットキャラクター「ほっぴーさん」(別記) という。

(使用できる者)

第 3 条 マスコットは、何人も使用することができる。

(使用承認の申請)

第 4 条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用申請書(様式第 1 号)に、承認に際し必要な書類を添付して、町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。

(使用の承認の基準等)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 宝達志水町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政治活動、思想活動、宗教活動を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤読させるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) マスコットのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、町長がマスコットの利用を不相当と認める

とき。

- 2 町長は、前項の規定に基づき使用の承認した場合はマスコット使用承認書（様式第2号）を、承認しなかった場合はマスコット使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 前条の規定により承認を得てマスコットを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色を正しく使用すること。
- (2) マスコットのデータ等を加工し、新たなマスコットを作成する場合は事前に町長に申し出て、承認を得ること。この場合においてその作成者等に了解を得た上で、新たなマスコットのデータ等を、広報「宝達志水」や宝達志水町ホームページに使用できるよう提供し、必要に応じ、完成品を提供すること。
- (3) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (4) 承認された用途にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (5) マスコットの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。
- (7) 使用したマスコットには、宝達志水町マスコットキャラクター「ほっぴーさん」と明示すること。

（使用料）

第7条 使用料については、無償とする。

（承認の期間）

第8条 使用を承認する期間は、使用の承認した日の属する年度末までとする。翌年度も使用する場合は、再申請をしなければならない。

（使用の状況の報告）

第9条 マスコットを使用した者は、使用の状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績をもって町長に報告しなければならない。

- 2 営利を目的として使用する場合は、4半期ごとにマスコット使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用の承認の取消し）

第10条 町長は、マスコットの使用が、この告示に違反していると認めるときは、マスコットの使用の承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町は、第1項の規定により承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月8日告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

別記 (第2条関係)



宝達志水町マスコットキャラクター「ほっぴーさん」